Title	人間福祉学におけるニ、三の研究課題について
Author(s)	郡司, 篤晃
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.15, 1999.3:303-325
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4078
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

### はじめに

昔、

他の生物と同様、

人類も生態学的な法則の下に拘束されていたが、生活水準の向上、医学の発達などにより、生

郡 司 篤 晃

少子化とベビーブーム世代の存在から、その高齢化の速度及び程度は世界各国の歴史上例を見ないものとなる。 み、人口転換は完了したと見ることができる。それに伴い人口の高齢化は必然的にすすむが、わが国の場合には急速な 物学的寿命を生きるようになった。まず死亡率が減少しその後数十年遅れて出生率が低下するという現象を、 はこの人口学的な変化(demographic change)という内的環境にいかにして適応していくかは大きな、 は人口転換と呼ぶ。わが国の人口転換は大正年間に始まり、オイルショックのころを境として純再生産率が一を割り込 また焦眉 人口学で わが国 の課

題である。

そのため社会全体が効率化を求められている中で、社会保障も例外ではない。そこで、以下は主として高齢

者の福祉の問題に絞って議論することとする。

成するわけではない。そのシステムの構築には、「福祉の心」を原点とするにしても、関連科学をもふまえた深い(ユ) と実践の力とを必要とする。 ては老人はいなくならない。そこに虐待の問題が起こってくる。人類の社会においては自然発生的に福祉システムが完 なった老人と家族を引き裂いた。それは悲劇的なことではあるが、その社会はそれを受け入れてきた。現代社会にお 遊牧民族の歴史には捨老の習慣が記されている。 冬の到来の前に家畜を移動させなければならない必要性が歩けなく · 知恵

のシステムを持つべきなのか、そしてそれはなぜなのか、それらの基本的な事柄を明確にする必要がある。 堅固な福祉システムを構築するためには、 福祉とは何か、 福祉活動の目標は何か、そのために社会はどのような福祉

'sympathy'にあるとする考えは説得的である。 ることを目標として、援助を必要とする人に対して、人が支援する行為である。 現在の福祉の原理 (目標)は、"normalization" とされている。いかなる障害者も normal なそれなりの生活を送れ その根拠は人間に自然法的に備わった

また教義学的にその基礎をディアコニアの中にもとめた。 つならば、さらにその基礎をキリスト教の中にもとめることができる。熊沢はわが国における福祉の活動をリビュ しかし sympathy という感情であるならば、他の感情によって拮抗されることになる。福祉が福祉の心の上に成り立

1

ともにいわば世俗化の道をたどり、近代社会においては必要不可欠の存在となった。医療はその基礎を医学におくが、 方、医療の歴史を見ると、病院はキリスト教化されたヨーロッパにおける尼僧院に生まれ、 医学医療技術の発達と

また多くの関連科学によって支えられている実践の体系である。

必要である。 関連科学が発展する中で、それらの知恵を生かすことが重要になった。 ナイチンゲールの奉仕の精神も看護職の労働紛争を解決はしなかった。このような問題の解決には独自の研究的基盤が て今やキリスト教をはなれ、 このアナロジーは福祉にも当てはまるであろう。 家族ばかりでなく、政府や地域社会が大きな役割を果たしている。 福祉もキリスト教の中に生まれたが世俗化の道を歩んできた。そし 熊沢自身がその結びの中で述べているように、 福祉技術も高度化し、

は gift-relation であり、 のであるとして、 Titmass は献 血の例を多く引いて、社会における人間関係は"gift relationship" 福祉に思想的な根拠を与えた。確かに社会の基本単位である家族関係においてもその関係は基本的に 経済関係が問題になるのはそれが破綻したときである。無償で与え、それに対して感謝する がより根源的であり、 かつ良いも

関係がより基本的な人間関係であるとする考えには動かしがたい根拠がある。

しかし、現代社会においてはこのいわば自然で美しい人間関係も変質を迫られている。核家族化の進行、 ケア技術の専門化などにより、 ケアの提供は家族から次第に「他者」に、そして社会に依存するようになってき 女子の労働

gift-relation は経済的な取引関係の要素が増大してきたし、今後ますます増大することはあれ減少することはないであ

ケアを依頼した側は依頼を受けてサービスをした側に対して対価を支払うという関係は経済的関係でもある。

即ち、

3の研究課題について

その危険を回避し、 額となり、医療を受けることは患者に対して破滅的な経済的負担をもたらし、かつその発生は予測することはできない。 じめとしてアジア的な文化圏においては西欧より、医療は民業としての認識が強い。また、医学の発達により医療は高 福祉と異なり医療の場合には特にその専門化が進み、 医療を受けることに対する平等を保障するため、世界の先進国においては早くから政府の介入が行 医療は早くから医師の「業」として行われてきた。 わが国をは

ために、この人間関係に政府が介入することになった。(8) 認められたことにより、福祉サービスの受け手と提供者の関係は、権利と義務の関係となった。また、平等を保障する て、 われてきた。 わが国をはじめ多くの近代国家においては最低生活の保証を基本的人権として認めている。即ち、福祉が権利として 政府が直接この人間関係に大きな影響を及ぼすようになった。 特に、 医療の場合には支払い制度に政府が介入することによっ

効率性を確保するために、福祉の中にも市場機構の活用を重視する考えが入ってきた。 応がされてこなかった。高齢化にともない、 受給者にスティグマを与え、 な行政サービスが多くの受益者の満足を得られるとは考えられなくなってきた。多様な需要に対応してサービスの質と 祉は困窮者を選び出し、行政措置によって支援をするという方式が基本であった。この方式は、手続きに時間がかかり、 わが国の福祉は、人口の高齢化に伴い選別的福祉から普遍的福祉への転換をしようとしている。即ち、これまでの福 かつそのサービスの質の問題が解消できなかった。また、 誰でもが福祉サービスの受給者になる可能性が高まった現在では、 その供給量においても十分な対 画 的

市場原理を導入するということは、受益者側にも提供者側にも功利的行動を前提として認めることであり、 利

他的行為としての福祉と人間観が異なる。この矛盾をどのように克服するかは福祉原論的課題である。

政府の政策がこのように直接的に重要な人間関係に影響を与えざるを得ない領域は医療と福祉以外にはおそらく例を

見ないだろう。ここに「人間福祉学」の原論的構築の必要性と焦点の一つがある。

これらの議論は抽象論にとどまらず、福祉におけるボランティア論、 労働経済学的な議論に関連せざるを得ないであ

### 三 経済学的分析と管理学の重要性

福 社における経済の意義は、 ①最も重要な資源として、また② incentive として関係者の行動に影響を与えるという、

二つの側 置 から考察される必要があろう。

の介護は、 現在わが国においては高齢者福祉の中心である介護福祉の制度化の議論が進められている。 医療と同様に社会保険の方式で平成一二年の導入を目標に議論が進んでいる。その議論の中心的な論点の(③) 現在までのところ高齢者

う点は確定している。 現在進行中の議論であるので確定しない部分もあるが、 資源確保の課題、 しかし、医療保険とは別立ての保険とすることから、 いわゆる財源論と組織論がある。 いくつかの基本的な疑問が残ろう。 その間の線引きの議論が明確にされていな 現在、 社会保険方式で行

それらの間の競争を前提にすることから、 いし、またそれはきわめて困難なのではないかと心配されている。かつ、提供者には企業も含めて多様な主体を認め、(エラ) 入所者の施設間の移動など、 コーディネーションが果たしてうまくいくのか、

示的なシステムを構築することができず、その統合性が失われた。(16) 昭和37年の医療法改正以来、 即ち利用者の状態に応じてふさわしいケアを受けることができるという統合性が失われる心配がある。 民間で行うことを主流としてきた。そのため、 施設間の競争が激しくなり、 わが国の医療は、 患者紹介の明

あり、 がって、 医療費の削減という観点から見ればまさにそれが機能している。 保険者には効率化の incentive は働かない。アメリカにおける医療改革の基本的な考えは、 現在の介護保険法案では保険者は市町村となっているので、 医療保険と同様に保険者間には競争はない。 保険者間 の競争で した

がって、 としている。 福祉において、 わが国で福祉において導入されようとしている市場機構は、 医療においてはこの市場機構は十分には機能せず、種々の市場の失敗が起こることが知られている。した それがどれだけどのように機能するかが重要になってくる。 医療と同様に受給者と提供者の間に構築されよう

もあるであろうから、 とはきわめて困難である。 特に、 サービスの価格等への政府の介入は消費者側にも提供者側にも種々の moral hazard が生ずることを避けるこ わが国独自の情報がほしいところではあるが、わが国においてはそれに関する情報はほとんどな 福祉サービスについては果たしてどうであるか。人々の購入するサービスには文化的な偏り

方、保険者を市町村にすることに関しては、 大筋ではわが国の憲法及び地方自治法の趣旨にかなっているが、 いというべきであろう。

編 に は市 成が必要となることは明らかである。しかし反面、 『町村のレベルの力量は極めて大きなばらつきがあり、 介護保険が自治体の合理化を促進する力ともなる可能性が かなりの範囲での事務組合の設立や、 さらには自治体の再

度の創設にあたっては人間性理解に関する深い知恵が必要である。 般に制度をつくるときには、 政策立案にかかわる人々は楽観的な視点が強くなる危険性があるように思わ れる。 制

政治的

なリー

ダーシップが重要となるであろう。

## 消費者の moral hazard

も moral hazard が生ずるからである。 ②の経済的 incentive の問題は重要な議論である。 なぜならば、incentiveの構造によっては、 消費者にも提供者

1 定は現実には政治的 補助をすべきか、すなわち効率をある程度犠牲にして、どの程度の平等を保障すべきかを決定する理論はな りこれを避けることは不可能である。これをはたして moral hazard と呼ぶべきかも議論があろう。 も安価になり、 タ 消費者の moral hazard は平等を保障するために何らかの経済的な補助があるため、 を取りどう意味付けしていくかにも研究的課題は多い。 そのためサービスの消費量が増大することを意味する。 (なプロセスによって決定されることになるが、 その際にも議論の根拠は必要である。どのようなデ しかし、 平等との完全な trade-off 受益者の負担は実際の価 また、どの程度の の関係であ この決 格 より

## 提供者の moral hazard

の非対称の存在は重要な要素である。特に医療においてはこの要素はたとえインフォームドコンセントの重要性が叫ば 介護保険においては市場機構の活用が進められようとているが、ケアの領域では一般的に市場は機能しにくい。 情報

れ あるいは実行されたとしてもその差は決定的であり、それを埋めることは不可能である。

福祉の場合にそのサービスの質に関してどれだけ購入者が判断でき、また選択ができるかはまだ必ずしも明らかでは

Parsons は医療の場合には医療提供者と患者の関係は強者と弱者であり、弱者である患者は医療提供者をまるまる信用 宅であり、きわめて密室性が高い。したがって、経済学が想定している完全市場とは程遠い状態である。 なく、今後の研究に待たなければならない重要な課題である。ケアが行われるのは公開の市場ではなく、施設の中や自 社会学者 T.

の理論の主なる結果を要約すると、次のようになる。 ケアを提供者に依頼し対価を支払りというモデルは、むしろ代理人理論、即ち'Principal-Agent Theory'に近い。そ(タヒ)

せざるを得ない特殊な関係、すなわち包括的信頼関係だとした。

うという関係は多々ある。この場合、 人間 の社会には本来は自分でやるべきだが、種々の理由から人に頼んでやってもらい、その行為に対して対価を支払 仕事を頼む側を principal(以下P)、頼まれて実際に仕事をする側を agent(以

①PがAの仕事を評価ができる場合は通常の取引となる。

下A)という。

②PがAの仕事を評価ができない(情報の非対称が存在する)場合、(20) ケア提供者のA側に moral hazard が起こる可

能性が生ずる。

それを予防する方法は

(1)第三者が評価するか

②側に incentive constraint をかけるしかない。

情報の非対称があることとは消費者の主権(sovereignty)がないことを意味する。そのような場合には、第三者評

価の存在が必要であり、あるいはまたAが moral hazard を起こした場合には、A自身が損をするような'incentive

constraint'を報酬制度の中に組み込むことが重要である。

ない。このような考えを 'managed competition' という。しかし、管理に関しては普遍的な原理原則が明らかになって いるわけではない。 ケアの領域では市場は失敗するので、市場機構(神の見えざる御手)が機能するように(人が)管理しなければなら 各国の歴史的、文化的背景にも影響される。これらの点に関しては今後の国際的な比較研究の課題

である。

失敗する。 がとられている。 今回の介護保険制度における介護料の支払い方式に関して、重症度を認定することによってその料金を決定する方式 サービスの質的な評価は価格十分には反映されないので、提供者の moral hazard がどのように起こってく 市場の重要な機能の一つは価格の形成であるが、公的介入がある場合には市場はこの機能においても

るかを十分考慮に入れて管理する必要がある。

### 四 福祉の臨床研究

的にも臨床研究が研究活動の中心である。臨床を知らずに福祉を論ずることはできない。 福祉は医療と同様に実践の体系であって理論の体系ではない。 したがって、 臨床研究はきわめて多様となり、 介護はその重要な活動の一つ また量

である。 また、実践の体系は諸学との学際的領域が幅広く存在する。

医学・看護学はもっとも基礎的で重要であり、また多くの知見を持っている。

きたわが国において、医療が果たしてきた役割を福祉へ転換する際に、この視点は特に重要である。 のから積極的なものに変えてきた。 理のあり方を検診という二次予防から健康づくりへ、また看護においても安静から早期離床へと、それぞれ消極的なも 著者らは、身体活動と不活動の健康影響を研究してきた。これは、健康管理、 医療が高齢者を見るときにはどうしても疾病を中心に見る。医療が福祉を代替して 看護の基本的な研究でもあり、 健康管

quality of life) 医療は生活をある程度犠牲にしてもやむ終えない面があるが、福祉は生活の要素が極めて大きい。 に対する関心が高くならざるを得ない。 生活の質 (QOL;

# 五 システムの評価とサービスの第三者評価

医療も福祉も研究の対象とする場合には客観的な評価が重要である。その評価には、

システムの評価とサービスの評

価という二つの水準があろう。

近性とされている。 off の関係にある場合があり、 ステムの評価には frame work が必要である。 医療、 福祉システムは多面的な存在であり、 しかし、公平性や接近性は効果性の下位概念としても整理できよう。 その場合は一つの側面の改善は他の側面の改悪を意味するからである。 システムの評価は、 一つの面だけの評価でな十分ではない。 (1)効果性、 (2) 効率性、 また、 (3)公平性、 つの側面と他の側面 サービスの質は効果性 4)便益性または接 したがって、 は

主導で行われてきたからである。 わが国の医療システムの評価は、 福祉システムは公的セクターで行われてきたために、接近性に問題があった。 接近性に優れているが、 統合性に欠点がある。それは医療が戦後かなりの期間民間 の重要な要素である。

る詳細は成書に譲るとして、ここでは研究課題としての意義についてのみ述べる。 著者はこれまで医療のサービスの第三者評価のシステム構築という実践的研究開発に取り組んできた。この点に関す

う意見がありうるが、政府の行う評価は最低基準による評価となる。それに対し、自主的な第三者による評価は、 、ービスの質の評価がなぜ重要かについては前述した。また、そのような評価は政府が行えば良いのではないかとい

3 人間福祉学における2、3の研究課題について

の水準に関心がある。どこまでやれるか、どこまでやるべきかに関心がある。

せるためには、 必要となるが、何が良いかを決定するためには実証的研究が要求される。即ち、このような第三者評価を健全に発展さ 評価は客観性が要求される。したがって、その評価基準の開発、評価者の教育、 常に研究的支援が必要である。そしてそのことがサービスの質の向上につながるのである。 評価システムの開発などが その研究の

対象の範囲も、 な意識はきわめて薄いという欠点があるため、今後先進的な努力の要る領域である。 自主的に第三者評価のシステムを構築しようとするのはアメリカの伝統であり、 技術的な側面から、 人間間系的な要素、アメニティー、経営管理的側面ときわめて幅が広い。 わが国においてはそのよう

六 日本における医療と福祉の関係、そして医療に学ぶ

年代の中頃から民間でやる方向となった。 わが国においては、医療を公的セクターで行うか、民間で行うかについて、歴史的には迷ってきた。戦後、一九七〇

九六一年、国民皆保険の実現で、 医療への accessibility が改善された。また、 高度経済成長期に医療費の上昇に

スであったので、その充実が遅れた。 より、民間の医療施設に資本が蓄積され、それが設備投資され、病床数は大きく増加した。一方、福祉は公的なサービ

"A built bed is a filled bed" といわれており、 わが国における人口の高齢化の進行とともに、その巨大化した病床の中

に後期高齢者が収容されていった。 その結果、 医療が福祉を代替し、 わが国の医療の効率は低下する結果となった。

ないからである。長期に入院した場合には身体の不活動はきわめて深刻な障害を及ぼす。また、高齢者の場合にはそのないからである。長期に入院した場合には身体の不活動はきわめて深刻な障害を及ぼす。また、高齢者の場合にはその 医療施設の福祉施設としての質は良くない。 なぜならば、 医療は診療のための施設であり、 生活を中心とした場では

回復は困難となる。今回の福祉制度改革の目的はこの医療と福祉の比重の差を是正することが目的の一つである。 福祉 |は戦後わが国の医療が歩んできた道に似かよった道を歩もうとしている。したがって、我が国の現在の医療シス

テムの優れた点と欠点がどのようしてもたらされたかを知ることから、福祉は医療から多くを学ぶことができるはずで

経済成長期に多くの投資が行われ、 わが国は経済復興とともに、国民皆保険を実施し、それとともに医療を民間主導で行うこととした。その結果、 わが国は他の先進国と比べてはるかに多い病床を建設してきた。日本はいまやベッ 高度

ト大国である。

資する。 増加が起こる。 その結果は、医療の効率の低下と医療費の高騰である。医療においては情報の非対称のゆえに誘発需要(ヨロク が可能なので、投資が行われた場合にはその採算分岐点が目標収入(target income)となってサービスの 出来高払い(fee-for-service)はこの目標を設定しやすくする。投資計画が合理的なら経営責任者は投 (induced

争できず、非価格競争となる。それによりますます設備投資が行われる。あたかも軍備拡張競争 また、民間でやってきたので、医療施設間はますます競争が激しくなる。しかし、価格は公定価格なので価格では競 (arm race) のよう

な悪循環が起こってきた。

ら な い。<sup>31</sup> り、二つのルートで医療費を増大させる。従って、政府は支払方式を変えて、incentive constraintを導入なければな (fee-for-service)は、①サービスの volume を増大することによって、 また、 ②投資を促進させるとい

はない。 しても、 福祉の供給体制が過小である現在は、民間主導による施設の拡充は適切かもしれない。 また、 施設間での競争がある場合には、受益者がふさわしい施設に入れるかどうかは、 市場原理を導入しても、福祉費用の高騰がはたしてどうしたら防止できるかは必ずしも明らかにはされ 医療を見る限り決して容易で しかし、 施設が拡充されたと

### 七 世界の医療改革

ていない。

かにして効率を向上させるかである。 世界の先進工業国は医療改革に取り組んでいる。それらの国々における改革の目的は、医療の質を確保しながら、 我々は、これらの国々の取り組みから何を学ぶべきか。それは、 (1)改革の原理を

は、どのような取り組みが可能なのかを知ることは、きわめて大きな知恵である。 即ち、どのような原理で改革をしたら、どのような結果になるのかを知ることである。 また、実験が不可能な領域で

学ぶ、

(2)改革の可能性を知ることである。

# アメリカにおける医療改革

ア メリカにおける悩みは、 (1)医療費の高騰と、(2)国民の1/7に達する無保険者の存在である。 歴代の大統領は医療

費高騰の問題に取り組んできた。 しかし、あらゆる法による規制は医療費対策には無効だった。

は、 病床の約四○%が空床となってしまった。ここで学ぶべきことは、医療のように情報の非対称が決定的な取引において 診断名が決まると保険から病院への支払い額が決まるので、病院に費用削減の incentive が働く。その結果アメリカの ところが、Medicare(老人医療保険)の part Aに導入されたDRGはきわめて有効に作用した。この支払方法では、(③) その提供者側に incentive constraint をかけなければならないことを示している。

competition"という概念を考え出した。基本的な考えは、それらの大きな医療提供組織間で競争させることによって、 HMOは incentive を逆転した組織である。医療経済学者の Enthoven はこのような組織を前提として、"managed

の中心にすえて大統領に当選したといわれている。(%) 医療に競争原理を導入させることができるという考えである。クリントン大統領はこの考えに基づいた医療改革を政策 しかしこの案は議会を通過できなかったため失敗に終わった。

のインフレ率を下回り、 改革は失敗したが、その後も競争は進んだ。その結果、一九九五年から医療保険料の対前年度の伸び率は一般消費財 医療費の高騰は改善されつつある。そして今、設備やサービスの効率化ができなかった非営利

の医療組織の "conversion"(民営化)が進んでいる。競争に勝ち残るには、税を納めても効率化によりメリットがあ

るためである。

3の研究課題について

動車などの市場とはまったく異なり、本来極めてローカルで小さいものであり、 したがって地域的独占は容易に達成される。独占が達成されれば競争も無くなる。 あるからである。さらに、心配されることは競争が「独占」に終わるのではないかということである。 明である。 かし、 少なくとも、 競争は手段であり、 アメリカにおいては現在でも無保険者は減少はしていない。 医療の目的ではない。 それで本当に医療の質と効率と平等とが達成できるかは、 市場への参入もきわめて困難である。 アメリカの医療改革にはその終末的 平等と効率は trade-off の関係に 医療の市場は自 まだ不

### U K

形態が不明である。

ち行列の長さであった。 (37) スの医療システムの問題は、 イギリス は第二時大戦以降、 病院や開業医(GP: General Practitioner)の非効率であり、 医療は国営で行ってきた。これをNHS(National Health Service)と呼ぶ。 その象徴は計画的手術の待 イギリ

革である。 petition である。 Thatcher 首相の医療改革の基本的な考えはアメリカと同様に市場機構の導入であり、イギリス版の managed 改革は激しい議論のすえ、一九九一年に導入されてた。今回の改革はNHS始まって以来の大きな改 com-

紹介先は患者と相談してGPが判断することとした。また、医療費の予算の使用権限をGPに預けてしまった。即ち、 改革の基本は、 病院を独立採算性として、従来はGPは地域の一定の病院に患者を紹介することになっていたのを、

められたGPを'fund-holder'と呼ぶ。したがって、この市場がどのように機能するかにイギリスの改革の成否は GPと病院の間に市場を構築したので、それを内部市場(internal market)と呼んでいる。その予算を使う権限を認 っている。 この市場は決して完全な市場ではなく、 特別な管理を必要とするので、これを "quasi-market" と呼んでい か

る。

府が留保するが、ミクロの配分については住民と医療提供者に任せるという行政改革にもなっている。 の意見を聞きながら市場からのサービスの購入者になる、という考え方の変更である。資源のマクロの配分の権限は政 今回の改革では、 もうひとつイギリスの医療制度改革で注目するべきは、"consumer - provider split"と呼ばれる改革である。 これまで政府はサービスの提供者でもあったが、今後はサービスの提供者であることをやめて、 即 住民 5

サービスを購入してあげるからだ、というのである。 カン 今回の医療と福祉の改革がはたしてどのような結果をもたらすのか、必ずしもその評価は定まったわけではない。 その後、 国民はこれまでどおり包括的なケアを受けることができる。 福祉についてもまったく同様の改革が行われた。イギリス政府は今後は福祉サービスの提供は行わな なぜなら、 政府は国民の意見を聞いて、 当

なった。 初の心配はGPが進んで予算を管理する役割を担うかどうかであったが、実際はGPはこの改革の最も熱心な推進者に

に対する評価である。それによって、GPを政府のエージェント化したという批判があった。また、取り引き費用が高

今回の改革の評価が重要となっている。一つの論点は、肝心のGPを fund-holder にしたこと

政権

!の交代に伴って、

pnovider split"が残されるので quasi-market がどのように機能するかであり、その評価が中心的に重要である。 をどのように管理したら良いか、つまり神の見えざる御手をどのように管理したらよいか、その評価が問われている。 くなりすぎる、という反省をもとに労働党政権はその部分を直そうとしている。しかし、 基本的には "consumer

### 日本

の低下をもたらした。 て行ってきたためにその需要の質的量的拡大に対応できてこなかった。その結果、 わが国は民間で医療を行ってきた結果、過剰な投資を抑制することができなかった。一方、福祉は公的セクターとし 今後はそのバランスをが是正されなければならない。 医療が福祉を代替し、その質と効率

そのための、push and pullの施策が必要であろう。 その方策として、医療の過剰投資された部分の、 切捨てではなく、 福祉的な施設への転換を誘導したいところである。

大と投資の適正化をしなければならない。 そのためにはまず、医療における支払い制度の incentive constraint が重要である。それによって、医療消費量 また、 急性医療病床の療養、 福祉ベッドへの強力な誘導が必要である。 一の増

支えられてきたが、現在は病院の外来がそれを代替している。 抗するために重装備であったが、 の方向へ誘導する施策の手順が明らかにされなければならない。これまでのわが国のプライマリケアは診療所によって さらに、全く市場に任せられてきた primary care のシステムをどのように構築すべきかのビジョンを明確にし、 今後のシステムは groupで、軽装備でなければならない。 また、 わが国の診療所は、 solo practice や、 軽装備になれば当然支援 病院 に対 そ

必要で、わが国で失われた統合性をどのようにして構築するかが問われることになる。

同様の過ちを繰り返すのはあまりにも愚かである。市場の機構の活用は重要であろうが、その管理が必要である。しか 我が国の福祉システムは、高齢化の進行に間に合うように、その遅れを取り戻さなければならない。しかし、医療と

し、その知恵は今はまだ断片的にしか得られていない。

大な英知を必要とする。 医療と福祉のシステムをどのように構築するかについては、 多くの研究と自由な論議が必要であり、そのためには巨

注

- (1) 阿部志郎、「福祉の哲学」、誠信書房、一九九七。
- 2 聞社、pp. 10-11, 1997. 呼ぶことを主張している。「自立支援を基本とした理念の体系化と再構成」AERA Mook『 社会福祉学のみかた』朝日新 京極高宣は、福祉を「人間の共感(sympathy)に基づく社会システム」の概念として、これを「共感システム」と
- (3) 熊沢、聖学院大学論叢、11⑵(in press)。

Britain, Basil Blackwell, 1976

- (4) Industrial Relation は社会学のひとつの研究領域である。たとえば、B. Barrett et al (ed):Industrial Relations and the Wider Society, The Open University Press, 1975., H.A. Clegg: The System of Industrial Relations in Great
- (5) R. M. Titmass, The Gift Relationship, Allen & Unwin, 1970. (最近、復刻版が出た。The Gift Relationship from

- 6 三浦文夫はこの点を早くから指摘していた。三浦文夫「社会福祉改革の戦略的課題」 複合的福祉供給システムにつ
- いて」「社会保障の基本問題」東大出版会一九八三、(再掲リーディングス 日本社会保障 4、社会福祉 pp. 117-137
- 7 大木英夫は、福祉は近代国家の目標であるとした。聖学院大学における「人間福祉学」講義、1998。
- 8 al, The Economics of Health Care, Routledge, 1994. Ch. 4 Distribution. pp. 54-73., J. Le Grand, Equiry and choice, 経済学は規範的なことを扱うことを嫌り。経済学的な平等のモデル化の努力についてはたとえば、A, McGuire, et

Harper Collins, 1997

- 京極ら編『福祉政策学の構築』全社協、pp.21-30, 1988 方法は「原則として対象者に特殊な資格あるいは条件を付与せずに行うサービス」、小林良二、「サービス論の立場から」、 選別的福祉とは「対象者(受給者)を受給資格、条件によって何らかの形で制限して行うサービス」で、普遍主義的
- 10 わが国では医療が福祉を代替してきた。この点に関しては、医療との関係のところで詳述する。
- 12 たとえば、ボランティアにも最低賃金制を適用すべきかどうかといった議論がある。

今回の福祉事業法の改正は、この福祉に関するパラダイムの変更が目的である。

 $\widehat{11}$ 

- 13 介護保険法案に関する一九九七年ごろまでの議論の経過は、それを推進する立場からではあるが、京極高宣、
- 〜(4) それに関連して行政組織との関係、特に地方自治との関係で多くの議論がある。また、 保険の戦略」中央法規、一九九七。を参照 施設の経営論があるが、ここ
- (5)) たとえば、在宅でケアが行われた場合、それが看護なのか介護なのか、またそれを介護保険の保険者に請求すべきか、

それとも医療保険の保険者に請求すべきかといった問題が生ずる。保険者が同一なら少なくとも後者のような問題は生じ

- <u>16</u> Care Facilities, The Taniguchi Foundation, pp. 161-176, 1989 A. Gunji; Hospitals and the Medical Care System in Japan; Past, Present and Future; The Evolution of Health
- (17) 県に比べて、市町村の格差はきわめて大きい。政令指定都市から離島の人口千人足らずの村まである。これを同列で 扱い同じ行政責任を負わせることは難しい。
- 18 関連して、現金給付(in cash)か、現物給付(in kind)かの議論がある。家庭介護者の moral hazard の問題でも
- (의) R. Rees; The theory of principal and agency: part I. Bulletin of Economic Research 37 (1):531-7, 1985. part II. 37(2):75-95, 1985.同理論の優れたレビュー。
- 20 もうひとつ重要な条件はAが risk averse(危険嫌い)であることである。
- (幻) Alain C. Enthoven; Theory and practice of managed competition in health care, North-Holland, 1988. オランタ
- 22 ても身体の不活動の問題はこれまで軽視されてきた。高齢者のトレーナビリティーは福祉のあり方を変える大きな研究課 における記念講演を出版したもので、わかりやすい。 郡司篤晃、 川久保清、鈴木洋児編著、『身体活動・不活動の健康影響』、第一出版、一九九八1998。 福祉の臨床にお
- (23) op. cit. 小林良二、p.23, 1988.
- 24 郡司篤晃『医療システム研究ノート』、第10章 医療の質の管理、丸善プラネット、pp.131-156, 1998
- (25) 郡司篤晃、1998、ibid.、第3章 医療小史、pp.23-30
- of beds, The Modern Hospital, 92:71-3, 1977. 医師誘発需要の例。Roemer の法則といわれている。Roemer, R. and Shain, M. Hospital costs relate to the supply
- 〈27) 郡司篤晃、一九九八、ibid: 第2章 医療システムの評価、pp.7-22.

- (28) Op. cit. 郡司篤晃、ほか、一九九八。
- 昭和三七年、政府は医療法を改正し、一定以上の病床密度の地域においては公的病床は建設を抑制し民間の病床建設

は抑制しないこととした。その結果、それ以降は民間の病床数のみが増加した。

- 30 決定している。したがって、誘発されない需要はどこまでかというとはっきりしないのが実態だというべきであろう。 induced demand は証明しにくい。しかし、医療においてはニードの考え方により、医療の提供者が実質的に需
- (31) 近年やっとわが国でも DRG を医療費の支払い方式に導入しようとしている。
- 32 R. Niebuhrの祈りの、「何が変えられるか、何が変えられないかの知恵」を与えてくれるからである。
- 医療費の前払い制度(prospective payment system)といわれている。しかし、診断が決まるのは医療の途中であるので、 **う制度。出来高払いが医療が終了してからしか医療費が支払われないのに対して、それより前に支払い額が決まるので、** る。DRGとは Diagnosis Related Group の略で、診断名が決まったらそれが分類されているグループの医療費額を支払 Medicare は、病院に対する支払いの保険(part A という)と医師などに支払う費用の保険(part B)に分かれてい
- 判は必ずしも良くはないが、DRGが世界的に広く普及しつつある理由であろう。 過剰な費用を負担する危険は、医療提供者と支払い者の両方が負担することになる。これがアメリカの医療システムは評
- となっている。ある時期、この保険料は他の民間保険料のほぼ半分であった。 提供組織。いろいろな変形があるが、基本的には医療保険料の前払いをすれば、その後の医療は無料で受けられる仕組み HMOは Health Maintenance Organization の略。第二時大戦後、Kaizer グループを中心として発達してきた医療
- 35 Institution, 1995 J. White, Competing Solution: American health care proposals and international experience, The Brookings
- 36 その理由や経過については、郡司篤晃(1998)op. cit. 第12章世界の医療制度改革、pp.174-190.

の手術は必ずしも緊急を要しないので、二年間も待たされることは稀ではなかった。

たとえば、ヘルニヤ(脱腸)

正したものである。=編集部)

(本論文は、一九九八年十二月十五日に開催された、共同研究「人間福祉学研究」の準備会における講演原稿に加筆訂